

堺市路上違反簡易広告物除却活動連絡書

年 月 日

堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度要綱第9条第3項の規定に基づき、路上違反簡易広告物の除却活動を下記のとおり行うので連絡します。

記

団体等の名称  
代表者

除却活動日時 年 月 日 時から 時まで  
上記以外は別紙のとおり

除却活動場所 区 町 丁 番 号から  
区 町 丁 番 号まで

除却活動従事者数 人

(注1) 活動日ごとに活動場所及び従事者数を別紙に記入してください。

(注2) この連絡書は、必ず事前に提出してください。

《本市記入欄》
事前連絡受付日 年 月 日

